

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 名 称 ポーリブルー 株式会社
- (2) 代表者名 代表取締役 海野 統貴
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市長田東二丁目 2 番 1 号

#### 2 対象事業所

- (1) 名 称 あおい鳥
- (2) 事業種別 共同生活援助
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市吉田
- (4) 指定年月日 令和 4 年 2 月 1 日

#### 3 指定の取消日

令和 7 年 4 月 1 日

#### 4 処分理由

##### (1) 訓練等給付費の不正請求（法第 50 条第 1 項第 6 号）

令和 5 年 12 月以降、指定共同生活援助を提供していない日にもかかわらず、サービスを行ったとして訓練等給付費（共同生活援助サービス費、夜間支援等体制加算、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算および福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）を不正に請求し受領した。

令和 6 年 6 月からサービス管理責任者が不在であるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算または個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費（共同生活援助サービス費、福祉・介護職員等処遇改善加算）を不正に請求し受領した。

##### (2) 虚偽の報告（法第 50 条第 1 項第 7 号）

法第 48 条に基づく監査において、サービス管理責任者の変更届（令和 6 年 6 月変更）の内容は正しいものと虚偽の報告を行い、従業員の雇用契約書、賃金台帳、日報についても、本市に虚偽の書類を作成し提出した。

##### (3) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第 50 条第 1 項第 11 号）

本人の了承なく、従事する予定のないサービス管理責任者を配置したように装い、本市に

虚偽の変更届を提出した。名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。

5 事業者に対する経済上の措置

[東大阪市分]

|            |          |
|------------|----------|
| 不正請求額      | 508,451円 |
| 加算額を含めた返還額 | 711,831円 |

6 欠格事由該当者

海野 統貴（ポーリブルー 株式会社 代表取締役）

東大阪市福祉部指導監査室  
障害福祉事業者課  
電話：06-4309-3187